

令和7年度（2025年度）北海道介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

（通則）

- 1 この要綱は、北海道介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月7日老発第0207号第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着の推進に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、別に定める「北海道介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、職場環境等の改善又は人件費の改善を行う介護サービス事業所等を対象とする。

（補助金の算定方法）

- 4 交付対象期間中の介護サービス事業所等に対する各月分の補助額は、以下の式により確定することとする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{補助額} = \text{一月当たりの介護総報酬} \times \text{サービス類型別交付率}$$

※ 一月当たりの介護報酬は、一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

（交付の条件）

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）本要綱7により実績報告書を提出した場合に、職場環境改善経費に消費税額を含めており、かつ控除税額が実績報告書作成時に未確定の場合は、確定後に知事に報告し、補助額に変更が生じる際は、当該消費税仕入れ控除税額の一部又は全部を返還しなければならない。
 - （5）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後2年間保管しておかななければならない。

(交付申請)

- 6 この補助金の交付申請は、実施要綱に定める介護人材確保・職場環境改善等事業計画書（以下「計画書」という。）によるものとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 7 実績報告は、実施要綱に定める介護人材確保・職場環境改善等実績報告書（以下「実績報告書」という。）によるものとし、本要綱9により交付の決定を受けた介護サービス事業者等は、事業が完了したときは、実績報告書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

なお、北海道国民健康保険団体連合会（以下「道国保連」という。）が交付対象事業者へ発送する交付額通知をもって、額の確定通知とする。

(変更の届出)

- 8 計画書に変更があった場合は、実施要綱に定める変更届出書により知事に変更の届出を行うものとする。

(交付の決定)

- 9 知事は、本要綱6により計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付を決定する。

知事は、交付の決定をしたときは、道国保連へ交付対象者を通知し、道国保連が交付対象者へ発送する交付額の通知をもって、交付申請者への決定の通知とする。

(補助金の返還)

- 10 知事は、補助金の交付を受ける介護サービス事業者等が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、実施要綱に記載の要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(違約加算金)

- 11 介護サービス事業者等は、本要綱10により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(違約延滞金)

- 12 介護サービス事業者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(交付の方法)

- 13 補助額の介護サービス事業者等に対する支払（振込）については、原則として、法人ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、介護サービス事業者等が道国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、知事が道国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、計画書を用いて、介護サービス事業者等から同意を得ることとする。

附則

この要綱は、令和7年（2025年）4月16日から施行する。

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
（介護予防）訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
（介護予防）通所リハビリテーション	5.5%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
介護保健施設サービス	4.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%